

次世代 IT 労務月報

2024 年
11 月号
NO.27

発行者・文責



社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-1165 岐阜市西改田宮西 26-1 エス B101 号室
電話：090-2944-6028 FAX：058-227-4742
e-mail：inoue@next21it-sr.com H P：https://next21it-sr.com/



トピックス

- ◆ 社会保険適用拡大について（令和 6 年 10 月 1 日改正）
- ◆ 労務 Q&A（休業手当について②） ◆ 「ねんきん定期便」について

● 社会保険適用拡大について（令和 6 年 10 月 1 日改正）

2024 年 10 月から短時間労働者の加入要件が緩和され、「従業員 51 人以上の企業」で働く短時間労働者が新たに社会保険の加入対象となりました。「51 以上の企業」とは 1 年のうち 6 月間以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者除く、共済組合員を含む）の総数が 51 人以上となることが見込まれる企業を指します。

「51 人以上の企業」で勤務する方で 1 週間の所定労働時間または 1 月の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満である方のうち、以下の条件にすべて該当する方が短時間労働者として健康保険・厚生年金保険の加入対象者となります。

- 週の所定労働時間が **20 時間以上**
※契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。
- 所定内賃金が **月額 8.8 万円以上**
※基本給及び諸手当を指します。残業代・賞与・臨時的な賃金は含みません。
- 2 カ月をこえる雇用の見込みがある
- 学生ではない ※休学中や夜間学生は加入対象です。

<加入対象者となった際に従業員に対し、個人面談するときのポイント>

- ① 社会保険の新たな加入対象者であることを伝える。
- ② 社会保険の加入メリットを伝える。
 - A **老後・障害・死亡**の 3 つの補償が充実すること。
 - B **傷病手当金**や**出産手当金**等の医療保険がさらに充実すること。
- ③ 今後の労働条件（労働時間等）について話し合う。

※従業員 50 人以下の企業では、週の所定労働時間が 20 時間以上の要件はございませんが、事業所と常用的使用関係にあり **1 週間の所定労働時間および 1 カ月の所定労働日数が、同じ事業所で同様の業務に従事している通常の労働者の 4 分の 3 以上である方は被保険者となります。**

- (比較の例) 正社員 週 5 日、1 日 8 時間労働（週 40 時間）
パート 週 4 日、1 日 7.5 時間労働（週 30 時間）→ **被保険者に該当**
パート 週 4 日、1 日 6 時間労働（週 24 時間）→ **被保険者に該当しない**



● 労務 Q&A (休業手当について②)

Q 会社都合により午後から休業してもらったパートさんへの休業手当の支払いはどうなりますか？

A 休業手当は休業期間中の労働者に**平均賃金の 100 分の 60 以上の手当**を支払う必要があります。午前は出勤して午後から会社都合で休んでもらう場合でも休業手当の規定は適用されます。休業手当は「その日」に対して平均賃金の 60% 以上の手当を支払う必要があります。下記の通り事例を取り上げてみました。

例：時間給：1,001 円、所定労働時間：8 時間（午前と午後 4 時間労働ずつ労働）

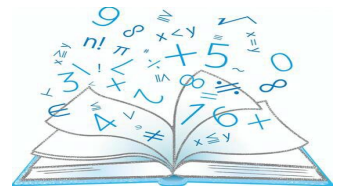
※平均賃金も同様に 8,008 円だった場合

平均賃金 8,008 円 × 60% = 4,805 円（最低保証額）

時間給 1,001 円 × 4 時間 = 4,004 円（午前中に実際に働いたその日の給与）

4,805 円 - 4,004 円 = 801 円（その日の休業手当）

※平均賃金の計算方法は月報 10 月号に掲載しております。パートにおいても**通勤手当、皆勤手当、時間外手当など諸手当を含んだ賃金の総支給額**により計算します。

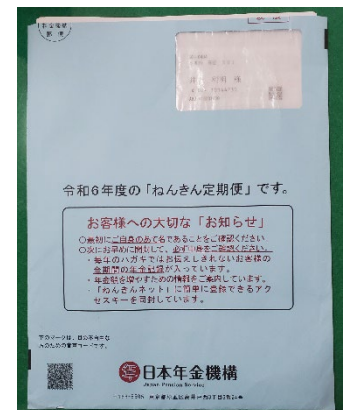


● 「ねんきん定期便」について

「ねんきん定期便」は保険料納付の実績や将来の年金給付に関する情報をわかりやすい形でお知らせし、理解を深めていただくために、国民年金および厚生年金保険の加入者（被保険者）にお送りしており、誕生月（1 月生まれは誕生月の前月）に届くようになっております。

下表の通り、年齢によって形式や記載される内容が異なりますが 35 歳、45 歳、59 歳に送られてくる「ねんきん定期便」は、過去の加入記録が細かく記載されております。「もれ」や「誤り」があった場合は、**同封の年金加入記録回答票にて正しい情報を記載して返送することが可能**です。

その他「ねんきんネット」では、インターネットを通じてご自身の年金記録が確認できる他、様々な条件を設定し将来受け取る老齢年金の見込額も試算できます。



区分	送付形式	通知内容
50 歳未満 (35 歳、45 歳以外)	ハガキ	保険料納付額、月別状況（直近 13 月） 年金加入期間、これまでの加入実績に応じた年金額
50 歳以上 (59 歳以外)	ハガキ	保険料納付額、月別状況（直近 13 月） 年金加入期間、老齢年金の種類と見込額
受給者(直近 1 年間に被 保険者期間がある場合)	ハガキ	月別状況（直近 13 月）、保険料納付額 年金加入期間
35 歳、45 歳	封書	保険料納付額、年金加入期間 これまでの加入実績に応じた年金額 これまでの年金加入履歴、月別状況（全期間）
59 歳	封書	保険料納付額、年金加入期間、 年金加入履歴 老齢年金の種類と見込額、月別状況（全期間）